

広島市長 秋葉忠利 殿

2006 年度

広島市予算編成にあたっての要望書

2005 年 11 月 7 日提出

日本共産党広島市会議員団

団 長	皆川 恵史
幹事長	中森 辰一
副幹事長	中原ひろみ
	村上あつ子
	藤井とし子

## はじめに

翌年に市長選を控えた 2006 年は、市長2期目の公約の総仕上げの年となります。

秋葉市長が、これまで取り組んでこられた核兵器廃絶への積極的な努力に敬意を表するとともに、市政最大の課題である「住民の福祉の増進」を図るための財政再建の取り組みに、一層努力されるよう期待します。

今日、「官から民へ」「小さな政府」を標榜して、行政のあり方を「改革」する流れが広がっています。国の「小さな政府」に向けた政策の推進は、結果として地方の財源を削減し、市民生活の実態を踏まえた、よりきめ細かい施策を行うことを困難にするものです。

本市においても「行政改革」が進められ、並行して「財政健全化計画」が進められていますが、「住民の福祉の増進」を基本とする地方自治体の役割に照らして、憲法の諸原則を基準に一人ひとりの市民の暮らしをいかに守るかの視点で、「改革」も「財政再建」も行わなければなりません。

この点で、高速5号線などムダな大型事業が残されている一方で、これまでの施策の改廃によって、市民の中で人間らしい暮らしの水準が後退させられた実態があることを見逃すことはできません。

同時に、「官から民へ」の政府の政策に便乗しながら行政施策の民営化にまい進していることは、ひたすら経済効率化を優先し「住民福祉の増進」を営利追求の場にゆだね、行政としての責任を放棄する道に進むものとして認めることはできません。

以上の立場から、来年度予算編成にあたり、以下の点を堅持することを要望します。

- ① 財政再建の目的は「住民の福祉の増進」であるという原点に立ち返り、市民のくらし・福祉に「所管を越えた予算配分の重点化」(依命通達)を図りながら、財政再建に取り組みられること。
- ② 市民の生活実態をふまえ、低所得者に光をあてた施策を充実すること。
- ③ 「民間活力」による安易な経費削減に走らず、市職員・外郭団体がこれまで蓄積してきた専門性・公共性を生かすことで、市民サービスの維持向上を図ること。
- ④ 今こそ日本国憲法を守り、くらしと市政に生かすこと。

以下、市民の声にもとづく個別要望を記します。誠意をもってご検討くださいますようお願いいたします。

## 目次

1.	「行財政改革」 .....	3
2.	子ども・教育 .....	4
3.	障害者 .....	6
4.	高齢者・介護保険 .....	6
5.	国民健康保険 .....	7
6.	生活保護 .....	8
7.	医療 .....	8
8.	雇用・経済対策 .....	8
9.	環境 .....	9
10.	防災 .....	9
11.	情報公開・入札 .....	10
12.	街づくり .....	10
13.	旧湯来町関係 .....	10
14.	平和・被爆者 .....	11

## 《個別要望》

### 以下 108 項目

#### 1 「行財政改革」

##### 財政健全化計画の具体化にあたって

1. 市民の暮らし・福祉を守る分野の行政の仕事を、点数評価して「予算の選択と集中」をしないこと。また、行政評価の目標設定と検証について、議会に説明し意見を尊重すること。
2. 大規模な土木事業については、将来の利用見通しを厳密に検討し、市民に十分な説明ができないものは、中止することがもめられる。特に、広島高速5号線は、本路線のあるなしによって、特段の利用増が見込めない路線であり、厳しい財政状況にあつてあえて実施するほどの必要性を市民に説明できないものの代表であること、また、2車線による対面通行で開通させる計画であるが、事故が強く懸念される危険な構造になることなど、建設すべきでなく中止されること。
3. 市民生活に最大限しわ寄せしないようにするべきであり、さまざまな諸施策の必要な財源については、利用者の生活の実態をよく調査し、自然増分を含め十分な額を確保されること。施策の改廃の検討に当たっても、利用者の生活実態をよく調査し、仮に廃止するなどの措置をとるときは、影響がないように代替りの措置を同時に実施すること。

##### 新球場の建設財源のあり方について

1. 財政健全化計画と十分な整合性のあるものとする。市が負担できるとした32億円を超える財源については、県と経済界の責任で確保されるよう協定を結び市民に示されること。
2. 市民参加やカープ球団自身の建設財源への関与の必要も指摘されており、将来にわたる観客動員確保の観点も含め、それらの検討もされること。

##### 指定管理者制度の導入にあたって

1. 管理経費については、物件費などと人件費を区別し、人件費については、市の職員と同等のあり方が確保できるよう、柔軟なものとなるよう再検討されること。
2. 今後、各施設のあり方について、公共性の確保の観点から再度検討され、必要なものは直営とするなどの措置をとること。
3. 指定管理者の各施設についての事業報告、決算報告、監査報告を公開し、議会で審議できるようにすること。

## 2 子ども・教育

### 保育園

1. 待機児童解消は定員の弾力化や民間業者の活用ではなく、公私立の認可保育所の新・増設でおこなうこと。待機児童数は、9月末現在と10月1日現在の数を明らかにし、9月末現在の待機児童解消に努めること。
2. 公立保育所の公設公営を守り、民間移管の方針を撤回し、市の直営を維持すること。
3. 公立保育所運営費が一般財源化されたが、子どもにかかる予算を削ることなく、公的責任を果たすこと。
4. 私立保育園の職務奨励費を元に戻し、公私間格差是正の本来の目的にそったものに改めること。
5. 公私立すべての保育所の耐震調査をおこなうこと。私立保育園の調査費用は市が補助すること。せめて市内部の専門家による検証をおこなうこと。
6. 各区に最低1か所の病児保育室が整備されるよう、未整備の区(安佐北区、東区、佐伯区)に早急に設置すること。
7. 3歳以上の子どもの給食を完全実施すること。
8. 認可園を希望しているがやむを得ず認可外保育所に通っている児童も待機児童として数え、兄弟姉妹児の保育料を軽減の対象にすること。

### 小・中学校

1. すべての小・中学校において30人以下学級を早急を実現すること。
2. 教師の英知を集め「子どもの権利条約」の指導マニュアルを市独自でつくり、各学校で学習に力を入れること。経費を惜しまず、すべての児童・生徒にテキストを早急に配布すること。
3. 平和教育推進のための独自予算を組むこと。

### 障害児

1. 保育園に通園しているすべての障害児に8時間対応の正規職員を加配すること。
2. 知的障害児通園施設に言語治療士を加配し、肢体不自由児通園施設に言語治療士・理学療法士を増員すること。
3. 市こども療育センター、西部こども療育センター、北部こども療育センターに理学療法士を増員すること。また、理学療法士を配置するためにかかる予算額を示すこと。
4. 市立養護学校の留守家庭子ども会の拡充を図るとともに、障害児の放課後、土曜日、長期休

業中の学童保育を保障すること。

5. 保護者・関係者の要望の強い養護学校の分離・新設を早急におこなうこと。

## 児童館・留守家庭子ども会

1. 希望者全員が留守家庭子ども会に入会できるよう、必要な新・増設をおこなうこと。
2. 長期休業中の留守家庭子ども会の開館時間は、保護者が安心して働けるよう、土曜日は午前8時から午後6時までとすること。児童館の開館時間も同様とすること。
3. 指導員の人員配置は常時複数体制にすること。当面、ボランティアも含め、アシスタント制度をつくること。
4. 児童館には指定管理者制度を導入せず、公設公営を守って正規職員でおこなうこと。
5. 児童館・留守家庭子ども会に冷暖房装置を設置すること。

## 学校関係その他

1. 中学校の通学区域の弾力化については、導入後1年間の結果を検証し、人気校、不人気校に分かれないよう配慮すること
2. 小学校の通学区域弾力化の方針はきっぱりと白紙に戻し、通学距離の課題は現行基準で対応すること。
3. LD児等に対する特別支援対策として、特別教室を各区に1教室配置すること。中学校での特別支援教育の推進に力を入れること。
4. 多くの保護者、関係者が懸念している学校給食の民間委託はおこなわないこと。
5. 自校方式の給食調理員を各校1人ずつおくこと。
6. 中学校のデリバリー給食を改善して喫食率を高めること。
7. 給食の食材は地産地消に努めること。
8. 校舎の耐震調査をただちに完了させ、早急に改築・改修計画を明らかにすること。国にも耐震調査費の助成を求めること。
9. 憲法に定める内心の自由と思想信条の自由を奪う日の丸・君が代の押し付けをやめ、職務命令による教職員への強要や処分をしないこと。過去の処分状況を報告すること。
10. 市独自にせめて他都市並みの奨学金制度をつくること。他都市の制度を報告すること。

### 3 障害者

1. 院内での車いすガイドヘルパー利用制度について市独自の対策を検討すること。
2. 福祉タクシー券は1回の乗車で1枚の使用という現行の枠は、憲法が保障する「移動の自由」の制限につながるものであり、見直すこと。
3. 「市公共施設福祉環境整備要綱」や「福祉のまちづくり環境整備事業」の予算は削減しないこと。
4. 障害者福祉と介護保険制度を統合しないよう国に申し入れること。

### 4 高齢者・介護保険

#### 介護保険料・利用料

1. 介護保険料を今以上に引き上げず、市独自の低所得者の軽減措置を充実すること。
2. 市の定率負担(12.5%)を超えた一般財源からの繰り入れについて政府は、「絶対駄目だと、やめろということまで私たちは言っていない」とのべている(04年3月 19 日 参院厚生労働委員会 坂口厚生労働大臣答弁)。保険料や利用料の減免の財源については一般財源を繰り入れること。
3. 保険料減免は資産状況や扶養関係の要件を撤廃し、負担能力に応じたものにする。
4. 介護サービスの利用者負担を今以上に増やさないよう市独自の軽減措置をつくること。これまでの社会福祉法人減免の同等の制度をすべての介護保険制度にあてはめ、市が 2.5%負担して本人負担を5%にすること。
5. 居住費、滞在費、食費について、低所得者への市独自の軽減措置を設けること。
6. 要支援、要介護1の方の必要な在宅サービス(訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具レンタル)の利用を制限せず、市独自の施策で従来どおりサービスが利用できるようにすること。
7. 国に対し、次項について申し入れること。
  - ① 保険料区分を見直し、国庫負担を引き上げること。
  - ② 利用料は社会保障にふさわしく応能負担に切り替えること。
  - ③ 居住費、滞在費、食費の保険適用除外を中止すること。
  - ④ 国の介護費用の負担を元の 50%に戻すこと、及び、被爆者の介護費用は国家補償の立場で国が負担すること。

## 介護予防

1. 高齢者が健康で生きがいを持って生活できる環境整備のために、ボランティア任せにせず、空家利用などで託老所を増やすこと。
2. 配食サービスはひとり暮らしの高齢者の安否確認の役割も果たしている。配食サービスを毎日利用できるようにすること。

## 施設整備

1. 特別養護老人ホームを増設し、待機者解消に最大限の努力をすること。
2. 中層住宅へのエレベーター設置や住戸の段差解消等のバリアフリー化の予算を増額すること。また、過去の実績を示すこと。階段式の市営住宅にエレベーターを設置すること。

## その他

1. 要介護認定者に障害者控除制度の周知を徹底し、障害者控除を受ける権利を保障すること。また、区ごとの控除申請数を示すこと。

## 5 国民健康保険

1. 憲法に基づき、生存権を奪う国保の資格証発行をやめること。
2. 国保料の一部負担金減免制度を現行どおり継続すること。
3. 国保料の減免制度については、新たに生活保護世帯の1.3倍以下を対象とした減免要件による減免項目を設けること。
4. 一般会計から国保会計への繰入金を他の政令市なみの水準に増額し、高い保険料を引き下げる。また、県にも要求すること。
5. リストラや退職等によって高額な国保料が払えなくなった人の滞納が増えることのないよう激変緩和措置をとること。

## 6 生活保護

1. 生活保護のケースワーカーの一人当たりの滞納世帯数は、依然として国標準の80世帯を超えている。国標準を満たすようケースワーカーを増やすこと。
2. 申請窓口では、申請者の人格を傷つけるような言動が後をたたない。申請の意思があれば受理すること。
3. 生活保護費は、市独自で効果的な措置をとること。
4. 被保護者が納得していないのに「辞退届け」を書くよう強要しないこと。母子家庭の人に「昼も夜も働け」と言うなど、無理な就労指導はおこなわないこと。

## 7 医療

1. 広島市に公立のこども病院をつくること。安佐南地域に夜間子ども医療体制を整えること。各区に1カ所、小児の夜間救急医療体制を確立し、補助金を出すこと。
2. 各機関が連携して健診率を高めること。
  - ① 前立腺ガンを健診項目に加えること。
  - ② アスベストによる中皮腫を検診項目に入れること。
  - ③ 中小業者の受診率を高めること。受診しやすいよう日曜検診車を増やすこと。
3. 小児医療費の就学前完全無料化し、さらに小学生低学年までの無料化を目指すこと。

## 8 雇用・経済対策

1. 民間住宅の耐震補強工事への補助をおこなうこと。
2. 学卒者や若い就職希望者が就職できるように求人对策を強め、企業への働きかけをおこなうこと。その際、正規雇用を原則とすること。青年を雇用した市内中小企業への本市独自の支援制度を検討すること。学卒者を含め、青年の就労支援のために、職業訓練や就労セミナーなどを開催すること。
3. 「福島県商業まちづくりの推進に関する条例」を研究し、無秩序な大型店舗の立地を規制できる条例を検討すること。

## 9 環境

1. 「110万人のごみゼロ宣言」に掲げた3つの目標を達成するために、事業所、市民、行政あがでの推進体制を強化すること。状況と減量計画の実施状況を市民に知らせること。
2. 安佐南焼却工場の施設規模は、ごみゼロ宣言の後期目標を早急に決め、その達成状況を見極めてから決めること。
3. 現行の容器リサイクル法におけるあいまいな拡大生産者責任を明確にするよう国に申し入れること。また、事業系の容器包装プラも市のリサイクルの対象とすること。
4. ごみ減量目標を達成するため、可燃ごみの3割を占める生ごみを資源化するシステムづくりに早急に取り組むこと。
5. 中国電力による太田川水系からの毎秒50トンの取水の根拠を明確に示すこと。
6. 出島の産業廃棄物処分場建設工事で、地元協議会の民主的な運営と協定書の遵守に努めること。10年の埋立期間を厳守すること。産廃の埋立容量を県の減量目標どおり半分にし、処分場の規模を縮小すること。
7. アスベスト被害対策は、生活に密着したところから優先して進めること。
8. アスベストの検査機器を購入し、市独自の検査体制を整備すること。
9. アスベスト粉じんの飛散防止など、市民の健康障害を未然に防ぐ市独自の条例をつくること。

## 10 防災

1. 台風14号被害の実態をふまえ、太田川、水内川、八幡川の老朽化した護岸、堤防の改修と浚渫を早急におこなうこと。
2. 台風14号で被災した家屋にも「生活福祉資金貸付制度」を適用し、利子補助をすること。また、国の「被災者生活再建支援制度」も適用すること。
3. 自然排水地域を早急に解消すること。台風14号で浸水した矢口、長束など浸水箇所を点検し、ポンプ能力を改善すること。
4. 大規模地震の際は学校校舎も避難場所となるので、早急に耐震調査し、必要な耐震補強工事をおこなうこと。
5. 大規模地震特定地域に指定されていないながら国の補助制度を活用していないのは広島市だけである。民間の建築物や個人住宅の耐震調査を行政主導で実施し、補修工事については他都市のように市独自の融資・助成制度を創設すること。特に入院施設をもつ民間の医療機関の耐震調査や補修工事に対する補助制度を早急につくること。
6. 災害ボランティアの仕組みを整備すること。
7. 台風などの災害対策本部の解散時期について、被災者救援が必要な時期に解散することの

ないよう慎重に対応すること。

## 11 情報公開・入札制度

1. 規則を改め、非公開となっている教科書選定委員会などを全面公開とすること。
2. 公共事業の入札制度はコンサルタントへの委託業務も含めて指名競争入札制度を全廃し、すべて一般競争入札とすること。

## 12 街づくり

1. マンション建設は既存の街並みや調和を壊さないよう他都市並みの「日影規制条例」を制定すること。また、高さも規制すること。
2. 「広島市中高層建築物の建築に係る紛争の予防及び調整に関する条例」は、効力が半減していることをふまえ、業者責任を更に明確にするよう見直すこと。
3. 大型店進出後、既存の商店街や地域住民の暮らし・環境への影響評価すること。

## 13 旧湯来町関係

1. 豊かな自然を守るためにも、地元同意のない湯来へのごみ処分場計画は撤回し、新たな処分場建設を必要としない減量施策に全力で取り組むこと。
2. 飲料水を汚染する可能性のある湯来町への化製場建設については、早急に立ち入り調査をし、許可を取り消すこと。
3. 幹線道路、生活道路の整備に全力をあげること。台風 14 号被害で崩落した道路を最優先して復旧すること。また、40 万円未満の農地災害復旧への補助制度を復活させること。
4. 町内委託バスを増便すること。
5. 市民病院の分室(診療所)を建設すること。
6. 旧湯来町域の仕事は町内業者に優先発注させること。
7. 有害鳥獣対策、農産物への価格保障をすすめること。
8. 町内放送を復活させること。
9. 保育園の送迎バス、通学補助を復活させること。
10. 温泉などの割引制度を復活させること。

## 14 平和・被爆者

1. 米軍の基地機能移転に反対し、具体的に行動すること。米軍による市周辺での低空飛行訓練の中止、および広島港への外国軍艦の入港禁止を関係諸機関に申し入れること。
2. 黒い雨指定地域の拡大に、鈴張、緑井も加えること。宇田降雨図の小雨地域はすぐに地域指定すること。その近接する地域も含めて広範囲に調査し、実態に即して地域拡大に取り組むこと。
3. 「被爆遺跡保存条例」をつくり、旧広大理学部 1 号館をはじめとするすべての被爆遺跡の保存と被爆実相の継承に責任をもつよう、被爆建物の保存にあたっては、建物所有者の財産権を尊重した保存条例を制定すること。
4. 平和公園のあり方の見直しにあわせ、元大正屋呉服店(現レストハウス)の保存活用の方針を明らかにすること。また、被爆前の平和公園周辺の街並みの様子が来訪者によくわかるような表示および説明板を公園正面及び元安橋付近に設置すること。
5. 被爆者の高齢化にかんがみ、被爆者手帳申請の審査基準(特に証人と3号被爆)を見直すこと。長崎市のように「一日 10 人以上」の定義を除くこと。
6. 手帳取得者である父母など肉親が死亡している場合も、本人か本人のごく近親者に限らず行動を共にした人の申請者の求めがあれば父母などの申請書類の閲覧を認めるなど、必要な情報提供につとめ、申請の支援をおこなうこと。
7. 日本国憲法第9条は世界の目標であり、貴重な財産である。核兵器のない世界の実現のために被爆都市として、憲法9条改定に反対する意志を表明すること。

以上